

入札実施指針に関する意見（案）

平成 2 9 年 9 月 6 日
調達価格等算定委員会

本年 8 月 3 1 日付けで改正された電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法施行規則等において、認定取得後に太陽光パネルの合計出力に一定以上の変更が生ずる場合に調達価格を改めることとされた。経済産業大臣におかれては、当該制度改正との整合を図るべく、入札実施指針について以下の改正を行った上で速やかに公布・施行し、再生可能エネルギーの最大限の導入と国民負担の抑制の両立を図る観点から、電気事業者による再生可能エネルギー電気の調達に関する特別措置法に基づく入札制度の適確な運用に努めることを求める。

1. 落札者決定の取消し事由

- 落札案件について、太陽電池の合計出力を 2 0 %以上減少させた場合又は 3 kW 以上増加させた場合に、当該案件に係る落札者決定を取り消すこと。

2. 保証金の没収事由に関する事項

- 落札案件について、太陽電池の合計出力を 2 0 %以上減少させた場合又は 3 kW 以上増加させた場合に、当該案件に係る第 2 次保証金を全額没収すること。